



# 埼玉県報

第34号  
令和元年(2019年)  
8月30日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)

### 条例

- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(人事課)
- 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築安全課)

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 税務システム改修業務委託(法人二税サブシステム令和元年度税制改正対応)に関する契約の相手方等の公示(税務課)
- 総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する契約の相手方等の公示(総務事務センター)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 川島町土地改良区の役員就任届(東松山農林振興センター)
- 九郷阿保領用土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 河川区域の指定(水辺再生課)
- 河川立体区域の指定(水辺再生課)
- 「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託に関する落札者等の公示(政策調査課)
- 県立学校用コンピュータ賃貸借に関する落札者等の公示(高校教育指導課)
- 捜査支援システムの賃貸借に関する落札者等の公示(施設課)
- 県道石坂高坂停車場線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 一般国道140号の供用の開始(秩父県土整備事務所)
- 県道皆野荒川線の区域の変更(秩父県土整備事務所)
- 県道吉場安行東京線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道川口草加線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
- 県道川口草加線の供用の開始(越谷県土整備事務所)
- 県道蓮田白岡久喜線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 県道蓮田白岡久喜線の供用の開始(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額(経営管理課)

## 本号で公布された条例のあらまし

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第八号）（人事課）

### 一 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

### 二 内容

地方公務員法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）
- (二) 職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）
- (三) 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）
- (四) 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）
- (五) 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）
- (六) 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）
- (七) 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）

### 三 施行期日

令和元年十二月十四日

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（建築安  
全課）

### 一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

建築基準法の一部改正に伴い、同法に項ずれが生じたことから、規定の整備を  
するための改正

### 三 施行期日

公布の日

## 条 例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第十九条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十一条第六項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号から第五号まで若しくは」を「第十六条各号又は」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十二条の三第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削る。

第十二条の五第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

- 一 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十五条第一項第二号
- 二 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)第十七条第二項第二号
- 三 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)第二十一条第二項第二号
- 四 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)第十九条第二項第二号

#### 附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

## 条 例

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第九号

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第八十六条の四第一項」を「第八十六条の四」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告示

### 埼玉県告示第三百九十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第十七条及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 募集種目

自衛官候補生

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

#### 四 募集期間

令和元年八月三十一日（土）から同年九月十三日（金）まで

#### 五 採用予定月

令和元年十月中旬から十二月上旬まで又は令和二年三月下旬から四月上旬まで

#### 六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和元年九月二十五日（水）から同月二十九日（日）までのいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

#### 七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。



八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
税務システム改修業務委託（法人二税サブシステム令和元年度税制改正対応）  
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15  
番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和元年 7 月 23 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社 東京都港区芝 5 丁目 7 番 1 号
- 5 契約金額  
80,679,500 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第  
1 項第 2 号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3  
丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年7月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

りらいあコミュニケーションズ株式会社 東京都渋谷区代々木2丁目6番5号

5 契約金額

91,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団悠友会 あさか台透析クリニック	医療法人社団悠友会	朝霞市東弁財三―五―一六	令和元年六月十日
医療法人悠仁徳会 細谷医院	医療法人悠仁徳会	入間市野田五九五―一〇	令和元年六月一日
林医院	金子佳代	入間市河原町一―一―二六	令和元年七月一日
医療法人社団耕潤会 在宅クリニック ハートフルふじみ野	医療法人社団耕潤会	ふじみ野市鶴ヶ岡二―六―一六 六ラングウッド鶴ヶ岡一階	令和元年六月一日
医療法人社団耕潤会 在宅クリニック ハートフル熊谷	医療法人社団耕潤会	熊谷市銀座一―一―二―三 AOSビル一階	令和元年六月一日
土尾内科クリニック	医療法人土尾内科	児玉郡上里町金久保三八	令和元年七月一日
ベニバナファミリアクリニック	荻野直己	桶川市下日出谷九五四―一五	令和元年八月一日

くすり箱薬局	いちご薬局	ミント薬局	ダルマ薬局 草加店	やまき薬局	あげお西口薬局	ホッペ薬局 上尾店	ブレイブ薬局 蕨店	飛鳥薬局 春日部店	医療法人社団レク きらら歯科 上尾院	チャーミーデンタル オフィス	興村脳神経外科ク リニック
株式会社グロー バルファーマシ ン	ステラメッド株 式会社	株式会社クロ ール・フルール一階	株式会社ダルマ 薬局 一F	フレンド株式会 社	株式会社大和桜 ケ丘薬局 蔵野アネックスビル一階	株式会社新成堂 薬局	株式会社 s m i l i n k 藤ハイツ一F	株式会社飛鳥薬 局	医療法人社団レ ク	亀井 勝行	医療法人社団 緑縁会
入間市豊岡五―一―九セン トラル入間一階	志木市本町五―一九―一五 アドリアフレスカ一階	朝霞市本町二―三―二二口 ル・フルール一階	草加市栄町二―一―三二― 一F	鴻巣市大間七九八―三	上尾市柏座二―四―三三武 蔵野アネックスビル一階	上尾市本町六―八―二二	蕨市中央三―二―二八齋 藤ハイツ一F	春日部市備後西三―八―五 八	上尾市平塚二五―一八―一	春日部市上蛭田一三二―四 昭和ビル第二 二F	吉川市中曾根二―六―六
一日 令和元年六月	一日 令和元年七月	一日 令和元年八月	一日 令和元年七月	一日 令和元年七月	一日 令和元年八月	平成三十一年 四月一日	一日 令和元年八月	一日 令和元年八月	一日 令和元年八月	一日 令和元年八月	一日 令和元年六月





山田 良二	渡辺 武	築根 健二	吉田 弘章	中西 貴光	濱野 隆行
コンデイション グループ 戸田	フレアス在宅マ ッサージ 埼玉	訪問リハビリマ ッサージアルゴ ー 四―二八	在宅マッサー ジ・ピース	からだ元気治療 院 草加北店	谷津の森整骨院
戸田市上戸田三―四―二	さいたま市緑区芝原一―二 五―一―二セブンビル一F	東京都東久留米市八幡町一 四―二八	春日部市大場一〇七二	草加市新栄二―二六―三	四 富士見市鶴馬一―一六―三
令和元年九月 一日	令和元年五月 一日	令和元年七月 一日	令和元年七月 十九日	令和元年七月 四日	令和元年八月 一日

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項			変更前	変更後
	名称	開設者住所	開設者名称		
医療法人社団愛友会 桶川腎クリニック	医療法人社団健賛会 桶川腎クリニック	桶川市上日出谷六四一	医療法人社団健賛会	医療法人社団愛友会 桶川腎クリニック	医療法人社団愛友会 桶川腎クリニック
アイン薬局八潮店	名称	ふれあい薬局	アイン薬局八潮店	アイン薬局八潮店	アイン薬局八潮店
訪問看護ステーション 地域包括看護センター	名称	訪問看護ステーション ビバハウス	訪問看護ステーション 地域包括看護センター	訪問看護ステーション 地域包括看護センター	訪問看護ステーション 地域包括看護センター
寄居訪問看護ステーション か けはし	所在地	大里郡寄居町末野二一〇九	大里郡寄居町末野二一〇九	大里郡寄居町末野二一〇九	大里郡寄居町末野二一〇九

二 指定施術機関

氏名		変更事項	
藤田 美涼		変更前	
山田 良二		変更後	
田中 紹			
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
さいたま市大宮区桜木町二―三二四―一	株式会社ケアプラス	蕨市塚越五―二四―九ニューパールハイツ―〇―一	コンディショニングルーム蕨
さいたま市大宮区桜木町二―四八一羽入田ビル三階	株式会社ケアプラスまごころ治療院	戸田市上戸田三―四―二	コンディショニングルーム戸田
川口市柳崎一―二〇―四一ドリームスレンジデンス―F	MJG接骨院 川口柳崎院	上尾市小泉四―一―九―一四	MJG接骨院 上尾小泉院

# 告示

## 埼玉県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団悠友会 朝霞台透析クリニック	朝霞市浜崎一―二―八アゴラニビル 六階	令和元年六月九日
林医院	入間市河原町一―二六	令和元年六月三十日
医療法人悠仁徳会 細谷医院	入間市野田五五六―一	令和元年五月三十一日
在宅クリニック ハートフルふじみ野	ふじみ野市鶴ヶ岡二―六―一六ラング ウッド鶴ヶ岡一〇二	令和元年五月三十一日
在宅クリニック ハートフル熊谷	熊谷市銀座一―一―二―三AOSビル 一F	令和元年五月三十一日
土尾内科クリニック	児玉郡上里町金久保三八	令和元年六月三十日
興村脳神経外科クリニック	吉川市中曽根二―六―六	令和元年五月三十一日

ミドリ薬局 溝端店 坂戸市溝端町七―六	ミドリ薬局 薬師町 坂戸市薬師町二―八	花園みなみ薬局 深谷市小前田六二八―一〇	ミドリ薬局 鳩山店 比企郡鳩山町松ヶ丘三―六―八	中央薬局 佐谷田 熊谷市佐谷田三七九九	薬局マツモトキヨシ 上福岡西口店 福岡一階	やまどり薬局 富士見市羽沢一―一七―一六	くすり箱薬局 入間市豊岡五―一―九セントラル入間 一F	薬局ここ楽 志木店 志木市本町五―一九―一五アドリアフ レスカーF	明倫堂薬局草加 草加市栄町二―一―三ニストーク草加 貳番館一F	やまき薬局 鴻巣市大間七九八―三	のもとデンタルクリ ニック 春日部市上蛭田一三二―四昭和ビル第 二
令和元年五月三十 一日	令和元年五月三十 一日	令和元年六月三十 日	令和元年五月三十 一日	令和元年六月三十 日	令和元年五月十日	平成二十九年三月 三十一日	令和元年五月三十 一日	令和元年六月三十 日	令和元年六月三十 日	令和元年六月三十 日	令和元年七月十一 日

ミドリ薬局 若葉店 鶴ヶ島市富士見二丁目十九	令和元年五月三十一日
---------------------------	------------

二 指定施術機関

清水保	一条誠	氏名		住所
清水接骨院	鈴喜接骨院	名称	施 術 所	
上尾市柏座一丁目三	上尾市上尾村二丁目九十三	所在地		
令和元年六月三十日	平成二十三年三月三十一日	廃止年月日		

# 告示

## 埼玉県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
園田眼科	草加市高砂二―九―一草加マル イアウトレット七階	令和元年七月二十日
よしなが皮膚科	ふじみ野市上福岡六―四―五メ ディカルセンター上福岡一階A 号室	令和元年七月三十一日
リーフ歯科クリニック	大里郡寄居町桜沢二九一六ベイ シア寄居北店一F	令和元年八月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ななふく苑	入間郡毛呂山町西大久保七六六一	社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会	居宅介護支援	平成三十一年四月一日
国民健康保険町立小鹿野中央病院	秩父郡小鹿野町小鹿野三〇	小鹿野町	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成三十一年四月一日
富家病院デイケアセンター	ふじみ野市亀久保二一九七	医療法人社団富家会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成三十年十二月一日
あおばファミリアクリニック	三郷市戸ヶ崎二二八六一	医療法人あおば会	介護予防居宅療養管理指導	令和元年八月一日



セキ薬局 のわ店 つき		ななえ・椋沢 歯科 医院		医療法人 深谷中央病院 葵							
比企郡滑川町 七輪五二 月一		白岡市白岡一 〇八二一六		深谷市原郷五 〇〇							
株式会社セキ 薬品		田中 奈々江		医療法人葵							
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防通所 リハビリテー ション	介護予防訪問 リハビリテー ション	介護予防訪問 看護	居宅療養管理 指導	通所リハビリ テーション	訪問リハビリ テーション	訪問看護
令和元年八月一日		令和元年七月一日		平成三十一年四月一日							

ひばり薬局北上 尾店	
上尾市緑丘三 ―四―三一	
株式会社ケア プランニング	
介護予防 居宅 療養管理 指導	居宅療養管理 指導
令和元年八月一日	

# 告示

## 埼玉県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
アサヒサンクリーン株式会社とところざわ訪問入浴		事業所所在地		東京都北区上十条一―二―一五		静岡県静岡市葵区本通一〇―八―一		訪問入浴介護 居宅介護支援 介護予防訪問入浴介護
ヘルパーステーションつばさ		事業所所在地		入間市狭山ヶ原三九二―一		入間市狭山台四―二〇―二		訪問介護
日生薬局 和光店		事業者名称		株式会社日本生科学研究所		ミアヘルサ株式会社		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所 ユキノシタ		事業所所在地		熊谷市赤城町二―一〇八		熊谷市代一九二―七		居宅介護支援

# 告示

## 埼玉県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

名称	深谷中央病院	
所在地	○深谷市原郷五〇	
サービスの種類	訪問看護	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護
	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
廃止年月日	平成二十二年五月三十一日	
	平成三十一年一月四日	
	山岡内科小児科	
	鶴ヶ島市上広谷四一―二八	

<p>富家病院 デイケア センター</p>	<p>佐藤接骨院 リハビリ サービス</p>		
<p>ふじみ野市 一九七 亀久保二</p>	<p>四 鴻巣市東一 一 二 一 二</p>		
<p>介護予防 通所リハ ビリティ ション</p>	<p>通所リハ ビリティ ション</p>	<p>介護予防 通所介護</p>	<p>通所介護</p>
<p>平成二十七年五 月三十一日</p>	<p>平成二十八年三 月三十一日</p>		

# 告示

## 埼玉県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川島町土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	勝田利一	埼玉県比企郡川島町大字中山千七百七十五番地

# 告示

## 埼玉県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	山崎正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一
同	竹内房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	分須政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	鈴木栄一	同 児玉町下真下六百九十番地二十
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	鈴木恵久	同 今井千百六十六番地七
同	萩原満	同 北堀二百三十四番地一
同	杉田康隆	同 四方田百七十八番地
同	金井眞澄	同 児玉郡神川町大字八日市百二十一番地
同	岡野光雄	同 同 小浜二百七十一番地
同	荒木武昭	同 同 関口二百三十三番地
同	堀込正義	同 上里町大字大御堂五十二番地
同	坂本隆範	同 同 長浜千四百四十一番地一
同	金井明人	同 同 五明九百五十六番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	山崎正弘	埼玉県児玉郡神川町大字新里五百六十四番地一
同	竹内房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	分須政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	竹澤辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	新井富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	高橋幸雄	同 本庄市今井千百八十八番地一
同	萩原満	同 北堀二百三十四番地一





## 告 示

### 埼玉県告示第四百六号

平成三十一年埼玉県告示第九十五号で公示した公共測量は、令和元年五月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百七号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

綾瀬川

二 指定に係る河川区域の存する区間

大門上池調節池

右岸 さいたま市緑区美園二丁目四番地先

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第

一項第一号及び第二号の区域以外の区域

## 告 示

### 埼玉県告示第四百八号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十八条の二第一項の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 区域の存する河川

綾瀬川

二 区域の表示

イ 区域の長さと幅

さいたま市緑区美園二丁目四番地先と同市緑区美園二丁目十八番地先の連絡  
函渠の中心線から左右岸二・八五メートルまでの間で当該函渠が存する区域

ロ 区域の高さ

さいたま市緑区美園二丁目四番地先の標高五・五一メートルと同市緑区美  
園二丁目十八番地先の標高五・五一メートルを連絡函渠に沿って結んだ線か  
ら四・二三メートルから九・〇三メートルの深さまでの間で当該函渠が存する

区域

# 告 示

## 埼玉県告示第四百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託 2,135,000部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和元年7月8日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

34,370,938円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年5月28日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
県立学校用コンピュータ賃貸借 8,491台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年7月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額  
1,201,244,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年6月4日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
捜査支援システムの貸貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
1,515,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和元年6月25日

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
番一 地先 まで	東松山市大字田木字立野一 三六番三七地先から	区 間
一〇・五七〽一二・四七	一〇・〇二〽一二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・三九		延長 (メートル)
		備考

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>路線名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀬町大字本野上字町六三二番一地从先から 同郡同町大字長瀬字橋場三一四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年八月三十日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年十二月二十一日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長八八〇・〇〇メートル</p>

## 告示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 皆野荒川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父郡小鹿野町長留字中原五一〇番一 地先から同郡小鹿野町長留字上原六〇 九番三地先まで	区 間
一一・七二〇一九・七二	五・一四〇一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
一五七・七一	一五七・一九	延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫



<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年八月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川口草加線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
草加市柳島町字道通八七五番一地先から同 市谷塚上町字大沼五四二番一九地先まで		区 間
二二・〇〇〇 二八・二五	二二・〇〇〇 二八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七五・〇〇		(延長 メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

川口草加線	路線名
草加市柳島町字道通八七六番一地从先から 同市柳島町字道通九〇四番四地先まで	供用開始の区間
令和元年八月三十日	供用開始の期日
令和元年八月三十日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の一部の供用開始であ る。	備考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田白岡久喜線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
白岡市千駄野字下手一〇〇四番六 地先から同市千駄野字下手一〇一〇 番六地先まで	白岡市千駄野字下手一〇〇〇番一 地先から同市千駄野字下手一〇二七 番一地先まで	白岡市千駄野字下手一〇〇〇番一 地先から同市千駄野字下手一〇二七 番一地先まで	区  間
一一・〇〇〇 一一・〇〇〇	一〇・五五〇 一〇・六八〇	一〇・五五〇 一〇・六八〇	敷地の幅員 (メートル)
五八・二三三	一一〇・四九	一一〇・四九	延長 (メートル)
			備  考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一



<p>蓮田白岡久喜線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>白岡市千駄野字下手一〇〇四番六地先 から同市千駄野字下手一〇一〇 番六地先まで</p>	<p>供 用 開 始 の 区 間</p>
<p>令和元年九月二日</p>	<p>供 用 開 始 の 期 日</p>
<p>令和元年八月三十日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十六号で告示した道 路区域の供用開始である。 延長 五八・二三メートル</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和元年八月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第三号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
令和元年八月二十日	指定の年月日
飯能市大字岩沢字上野六百四十八の先、六百四十八の先 飯能市大字笠縫字新堀二百四十三―四の一部、二百四十三―四の先	指定に係る道路の位置
二十・五	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五・〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

## 告 示

### 埼玉県病院事業告示第十号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院事業告示第六号の一部を改正する告示

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正する。

表セカンドオピニオン（診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見）料金の項中「一〇、九〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、六〇〇円」に改め、家族性乳がん・卵巣がんの遺伝子検査の料金の項中「五、四〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一七〇円」を「三三〇円」に改め、乳がん予後予測遺伝子検査の料金の項中「九、二八〇円」を「九、四六〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に。「七八〇円」を「八一〇円」に改め、遺伝性腫瘍遺伝学的検査の料金の項中「五、四〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一七〇円」を「三三〇円」に改め、脳ドックの料金の項中「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、胃がん検診（胃内視鏡検査であって、熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「一五、四五四円」を「一五、七五五円」に改め、大腸がん検診（便潜血検査であって、熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「一、一八八円」を「一、二一〇円」に改め、肺がん（結核）健診（熊谷市が行うものをいう。）の料金の項中「五、三五九円」を「五、四六四円」に、「八、九八八円」を「九、一六〇円」に改め、肺ドックの料金の項中「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五〇〇円」に改める。

### 附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。